

福岡県公報

平成22年1月15日
第3061号

目次

告示(第63号 - 第72号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
県営土地改良事業の換地計画	(農村整備課)	1
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	1
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3
軽油引取税に係る特約業者の指定	(税務課)	4
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
公 告			
意見募集の結果の公示	(環境保全課)	4
再 掲			
福岡県職員採用(類・類)試験の施行(人事委員会事務局任用課)		5

告 示

福岡県告示第63号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年1月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称(第二工区)
八女郡広川町大字藤田1425番7、1425番48、1425番49、1463番88、1463番89及び1463番92
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
久留米市城南町15番地3
財団法人 久留米市開発公社 理事長 榎原 利則

福岡県告示第64号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条第2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成22年1月4日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年1月15日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
筑後市大字熊野、大字蔵数、大字西牟田及び大字久富(筑後北部地区)	換地計画書の写し	平成22年1月15日から 平成22年2月15日まで	筑後市役所

福岡県告示第65号

小野南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年1月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
-----	-----

渡 公 利	古賀市小山田59番地
西 茂太郎	" 谷山1119番地
松 崎 柁 實	" 薬王寺979番地 1
飯 尾 助 廣	" 小山田473番地
西 孝 則	" 谷山897番地
松 崎 慎 治	" 薬王寺1013番地
渡 孝 志	" 小山田58番地
仁 部 義 治	" 谷山637番地
松 崎 富 雄	" 薬王寺1277番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
林 啓 二	古賀市小山田472番地
仁 部 一 布	" 谷山658番地 2
松 崎 久 則	" 薬王寺977番地

3 就任理事

氏 名	住 所
渡 公 利	古賀市小山田59番地
西 茂太郎	" 谷山1119番地
松 崎 柁 實	" 薬王寺979番地 1
飯 尾 助 廣	" 小山田473番地
西 孝 則	" 谷山897番地
松 崎 慎 治	" 薬王寺1013番地
渡 孝 志	" 小山田58番地
仁 部 義 治	" 谷山637番地
松 崎 富 雄	" 薬王寺1277番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
林 啓 二	古賀市小山田472番地
仁 部 一 布	" 谷山658番地 2
松 崎 久 則	" 薬王寺977番地

福岡県告示第66号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を決定したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該決定に係る都市計画の案を、平成22年1月15日から同月29日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該決定に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成22年1月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
筑後都市計画及び瀬高都市計画公園9・6・1号筑後広域公園の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
みやま市瀬高町本郷字切目及び字榎町の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部公園街路課
筑後市都市対策課
みやま市都市計画課

福岡県告示第67号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年1月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年12月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人 カフェオレ学園
- (2) 代表者の氏名
足立 亮
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県筑紫野市湯町二丁目5番24号

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の親や子どもたちや地域住民に対して、子どもは社会の宝物という考えのもと、子育てに奮闘する親たちが集い地域の人たちと共に助け合う空間を提供する事業を行い楽しんで子育てができる環境を作り出すとともに、子どもたちに音楽、演劇やダンスなどを通じて自分を表現し地域の人と接する機会を提供する事業を行うことでもって子どもたちの明るい笑顔が地域を活性化させ、一人ひとりが輝いていられる社会の形成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第68号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年1月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年12月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人奥屋敷

- (2) 代表者の氏名

渡邊 文英

- (3) 主たる事務所の所在地

福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3630番地の6

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域社会で暮らす高齢者等の生活の自立を支える活動の実施及び介護施設の運営に関する事業を行い、地域に居住する全ての住民の社会福祉の相互理解を図り、誰もが暮らしやすい社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第69号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年1月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年12月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人ヒューマンネット大地の翼
- (2) 代表者の氏名
清水 民子
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県宮若市本城1108番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、人と人とのつながり（ヒューマンネット）を基盤に、福祉、介護、教育、まちづくり、国際協力、その他に関する地域活動の輪を広げ、子ども、障害者、高齢者をはじめとする市民一人ひとりが輝き、ぬくもりのある、住みよい地域づくりに貢献する事を目的とする。

福岡県告示第70号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者を指定したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のとおり告示する。

平成22年1月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 特約業者の氏名又は名称

株式会社 寿石油

2 主たる事務所又は事業所の所在地

福岡県福岡市中央区大手門三丁目11番23号

3 特約業者の指定年月日

平成22年1月1日

福岡県告示第71号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年1月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 西友志免店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町志免中央3丁目4番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年1月15日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	三池港線	前	大牟田市浪花町12番1先から 大牟田市三川町5丁目9番5先まで	27.0 ～ 27.0	201.2
			後	大牟田市浪花町12番1先から 大牟田市三里町2丁目3番2先まで	27.0 ～ 49.8	335.2

公 告

公告

土壌汚染対策法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準案について、平成21年11月13日から平成21年12月14日までの間、御意見を募集したところ、2件の御意見の提出がありました。御意見の概要及び御意見に対する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

平成22年1月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見の概要と考え方

	意見の概要	意見に対する考え方
1	申請書提出に当たり、セメント工場における汚染土壌処理工程は、産業廃棄物処理工程と同様であるため、産業廃棄物	汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令（平成21年環境省令第10号）第2条第2項の書類及び図面は、汚染

	処理業の許可を取得している場合は、重複する書類の提出を省いて頂きたい。	土壌処理業の許可の基準に適合しているかどうかという観点から審査する上で必要となるもので、省略できないと考えます。
2	<p>審査基準の3(5)において、排出口における排水について、年1回以上の測定となっているが、セメント工場では不要と考えます。理由として以下、</p> <p>セメント工場では、処理に伴う排水が発生しない。</p> <p>土壌の保管において、保管庫が屋根付コンクリート土間打ちの構造となっている場合、雨水とは接触せず地下浸透防止が図られている。</p>	<p>審査基準の3(5)における「排水」とは、汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水のことを指し、これを公共用水域又は下水道に排出する場合には、汚染土壌処理業者は水質の測定をすることが法令により義務付けられます。</p> <p>また、周辺環境への影響を把握し、施設を的確に維持管理していく上で、年1回以上の測定は必要であると考えます。</p> <p>なお、御意見を踏まえ、「排水を公共用水域に排出する場合又は排水を排除して下水道を使用する場合には、」を追加しました。</p>

2 設定日

平成22年1月4日

3 問い合わせ先

環境部環境保全課土壌係

電話：092 - 643 - 3361

メールアドレス：kanho@pref.fukuoka.lg.jp

再 掲

福岡県告示式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公告

福岡県職員採用（類・類）試験を次のとおり施行する。

平成22年1月4日

福岡県人事委員会委員長職務代理者

福岡県人事委員会委員 常 盤 洋 一

回数	種類	試験区分 (採用予定数)	受験資格	試験日		試験種目	試験地	合格者発表		受付期間
								発表日	発表の方法	
第 150 回	類	行政事務 (20)	昭和59年4月2日から平成2年4月1日までに 生まれた者	第1次	2月 14日	教養試験 専門試験	福岡市	第1次	2月 下旬	福岡県庁舎行政棟北 側告知板及び福岡県人 事委員会事務局に合格 者の受験番号を掲示す る。 合格者には書面で通 知する。 持参又は郵送の場合は、平成 22年1月12日から平成22年1月 22日まで。 なお、郵送による申込みは平 成22年1月22日までの消印のあ るものに限る。 インターネットの場合は、平 成22年1月12日から平成22年1 月19日まで。
				第2次	3月 中旬	論文試験 人物試験 身体検査 資格調査	福岡市	最終	3月 中旬	
	類	一般事務 (20)	昭和61年4月2日から平成4年4月1日までに 生まれた者(ただし、大学における在学期間が2 年を超える者を除く。)	第1次	2月 14日	教養試験	福岡市	第1次	2月 下旬	
				第2次	3月 中旬	作文試験 人物試験 身体検査 資格調査	福岡市	最終	3月 中旬	

(注1) 地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。

(注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校その他人事委員会が認めるものをいう。